

管理番号	監査対象	項目	報告書ページ	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局
1	第2 柏市の概要	6. 臨時・非常勤職員の法律上の任用根拠の明示について	58	指摘	柏市の臨時・非常勤職員の採用通知書及び採用承諾書には、適用法令及び条文を含めた法律上の任用根拠が明示されていない。 臨時・非常勤職員の任用に当たっては、任用根拠に応じて適用される法令関係が異なってくることから、任用される職員に対して、適用法令及び条文を含めた法律上の任用根拠及びその位置付けを明示すべきである。	平成28年度より、採用通知書に法律上の任用根拠を明示することとした。	措置等を講じた	人事課	総務部
2	第2 柏市の概要	7. 臨時職員の休暇制度（育児休業、介護休業）について	59	指摘	一定の条件を満たす非常勤職員にも「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定が適用されるため、法令に基づく適用要件に則った適切な対応が求められる。 なお、監査期間中に「柏市臨時職員就業規則」の改正により、介護休暇、育児休業が規定され、平成27年12月1日付で施行された。	柏市臨時職員就業規則を改正し、平成27年12月より、臨時職員も介護休暇・育児休業をすることができることとなりました。	措置等を講じた	人事課	総務部
3	第3 各部署の臨時職員等の活用や業務の外部化の状況	5. こども部 学童保育課 ④ 日々の勤務記録の確認の実効性	119	指摘	日々の勤務記録である保育日誌の就業時間の確認について、確認が形骸化していると考えられる事例が識別された。 保育日誌の勤務時間記録は、給与計算の元となる重要な記録であり、実際の退出時間を確認できる者が押印すべきである。	平成28年4月より、実際の退出時間を確認できる者が押印するよう取扱いを変更しました。	措置等を講じた	学童保育課	こども部